

第4・5学年学生

専攻科生 諸君

日本学生支援機構給付奨学生在学採用(2022年度 二次採用)
及び高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免について

学生主事

このことについて、申請を希望する学生は、**下記ホームページ及び別紙で自らが対象となるかを確認**の上、学生課学生係(gakusei@jimmu.nara-k.ac.jp)へメールにて連絡してください。申請書類を配付または郵送(夏季休業期間中)しますので、**各期限までに手続きを済ませること。**

給付奨学金は、給付終了後に返還する必要はありません(ただし、著しい学力不振や懲戒処分を除く)。給付奨学生として採用された場合、令和4年10月分より奨学金が毎月支給されます。また、予め授業料減免申請を行った場合、奨学金支給区分に応じて、後期分授業料が全額減免、2/3減免または1/3減免されます。

すでに奨学生である場合は、新たな申請は不要です。

記

- ・**申請書類配付期間:令和4年7月19日(火)～9月22日(木)※**
 - ・学生係へ「授業料減免制度申請書類」等の郵送又は持参による提出期限:令和4年9月26日(月)
 - ・学生係へ「給付奨学金確認書」等の郵送又は持参による提出期限:令和4年10月7日(金)
 - ・日本学生支援機構システム(スカラネット AC)登録期限:令和4年10月21日(金)
 - ・日本学生支援機構へマイナンバー情報提出期限:令和4年10月28日(金)日本学生支援機構必着
- ※申請書類配付期間後でも対応しますので、学生課学生係へ連絡ください。

○制度の詳細は次のホームページを確認してください。

・給付奨学金制度について(日本学生支援機構ホームページ)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>



・高等教育の修学支援新制度について(文部科学省ホームページ)

<https://www.mext.go.jp/kyufu/>



以上

○対象：4、5年生及び専攻科生

○認定要件：

(1) 国籍・在留資格等に関する要件

日本国籍を有する者、法定特別永住者等

(2) 大学等に進学するまでの期間等に関する要件

高等学校等（高専3年次修了含む）を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等（4年次進級含む）に入学した日までの期間が2年を経過していない者等

(3) 学業成績等に関する基準

○4年生（編入生含む）

次のいずれかに該当すること

- ・ 高校等（高専1～3年次）における評定平均値が3.5以上もしくはそれに準ずる成績であること、又は、入学試験の成績が上位2分の1以上であること
- ・ 高校卒業程度認定試験の合格者であること
- ・ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

○5年生、専攻科生

次のいずれかに該当すること

- ・ 前期までの在学中のGPA等が、在学する学科等における上位2分の1の範囲に属すること
- ・ 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

(4) 家計の経済状況に関する基準

○収入基準【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額

区分	減免額算定基準額	年収目安 (生計維持者が2人)	減免額
第Ⅰ区分	100円未満	295万	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	395万	第Ⅰ区分の減免額の2/3
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	461万	第Ⅰ区分の減免額の1/3

※申請前に家計の状況が収入基準に該当するか、「進学シミュレーター」から、ご確認ください。

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>



○資産基準

学生及び生計維持者（2人）の資産額の合計が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない）